

## 鹿児島市行事の後援等に関する取扱要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、行事に係る鹿児島市（以下「市」という。）の後援又は共催（以下「後援等」という。）の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 後援 行事の趣旨に賛同し、その開催を支援するため、市の名義を使用させることをいう。
- (2) 共催 行事の趣旨に賛同し、その開催を支援するため、市が主催者の一員として行事の企画又は運営に参画することをいう。

### (後援等の基準)

第3条 後援の対象となる行事は、次のいずれかに該当する行事であって、市の施策を推進するうえで効果があると認められるものとする。

- (1) 市政の振興・発展に寄与するもの
- (2) 市民福祉の向上に寄与するもの
- (3) 地域社会の向上・発展に寄与するもの

2 前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する行事は、これを後援しない。

- (1) 公共の利益に反するもの
- (2) 営利性又は商業宣伝（行事名に主催者名を冠する程度のもは除く。）の意図があるもの
- (3) 政治性若しくは宗教性があるもの又は政治団体若しくは宗教団体（構成メンバー等からこれらの団体と同種と判断できる関連団体を含む。）が主催又は共催するもの
- (4) 鹿児島市暴力団排除条例（平成26年鹿児島市条例第4号）第2条第1号に規定する暴力団又は同条第2号に規定する暴力団員の統制下にあるなどの団体が主催又は共催するもの
- (5) 一つの流派等の催し又は同人的活動であるもの
- (6) 個人が主催するもの
- (7) 本市外で開催されるもの（市民の幅広い参加が想定される行事又は市のイメージアップが期待できる行事を除く。）
- (8) その他市長が不相当と認めるもの

3 共催の対象となる行事は、前2項に規定する後援の対象となる行事であって、公共性が高く市の施策を推進するうえで特に効果があると認められるものとする。

### (後援等の承認申請)

第4条 後援等の承認の申請をしようとする者（以下「申請者」という。）は、行事の（後援・共催）承認申請書（様式第1）に行事の後援等に関する取扱要領第3条第2項についての誓約・同意書（様式第1の2）及び行事計画書等の必要書類を添えて、行事開催日の30日前までに市長に提出しなければならない。ただし、やむを得ない事情があると認められるときは、この限りでない。

2 市長は、前項に規定する提出書類に不足があると思料するときは、追加で資料の提出を求めることができる。

（後援等の承認の決定）

第5条 市長は、前条の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、後援等を承認するときは行事の（後援・共催）承認通知書（様式第2）により、承認しないときは行事の（後援・共催）不承認通知書（様式第3）により当該申請者に対して通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により後援等を承認するときは、行事の（後援・共催）承認通知書に、次に掲げる条件を付するものとする。

(1) 行事の管理・運営に市は関与しないこと（共催の場合は除く）。

(2) 市は、経費の負担及び労務の提供は行わないこと（共催の場合は除く）。

(3) 市は、行事中に災害、事故、病人等が発生した場合の責任を負わないこと（共催の場合は除く）。

(4) 行事の実施に伴い、市に大きな影響を与えると思われる事項については、事前に報告すること。

(5) 行事の日程、場所その他行事計画の内容等について変更が生じた場合には、速やかに行事の（後援・共催）変更届（様式第4）を提出すること。

(6) 行事实施後14日以内に行事の（後援・共催）実施報告書（様式第5）を提出すること。

（行事の計画の変更等）

第6条 申請者は、行事計画の内容等に変更が生じた場合は、速やかに行事の（後援・共催）変更届（様式第4）を市長に提出しなければならない。

2 後援等の承認を受けた者は、行事实施後14日以内に行事の（後援・共催）実施報告書（様式第5）を提出しなければならない。

（後援等の承認の取消等）

第7条 市長は、承認後において承認の基準又は条件に反する事実が判明した場合は、その承認を取り消すことができる。この場合において、市長は、当該承認を受けた者に対して、行事の（後援・共催）承認取消通知書（様式第6）により通知するものとする。

2 市長は、前項の規定による承認を取り消された者及び承認の基準又は条件に反する事実が認められた者が行うその後の行事については、後援等を行わないものとする。ただし、市長が特に必要と認める場合は、この限りでない。

3 後援等の承認の取消しによって、承認を受けた者が損害を受けることがあっても、市は一切その責めを負わないものとする。

付 則

この要領は、令和4年12月20日から施行する。